

湖風会「工学部学友会」会員名簿管理規則

第1条(目的)

「工学部学友会」(以下「本会」という。)は本会会員の個人情報を記載した名簿(以下「会員名簿」という。)を作成・管理する。

本会が会員の個人情報を取り扱うに当っては、本会の目的に沿った利用に限るものとし、その利用においては、本会個人情報保護方針を遵守するものとする。

第2条(会員名簿)

会員名簿には、会員の住所、氏名、性別、電話番号、卒業学校・学科・卒年、メールアドレス、勤務先、勤務歴等の各項目を設ける。

第3条(名簿管理者)

会員名簿の管理は、理事会が承認した名簿管理責任者、及び、若干名の名簿管理メンバー(以下「名簿管理者」という。)が行なう。

第4条(名簿管理者の責務)

- 1、名簿管理者は、名簿記載情報を正確かつ最新の内容を保つよう努めなければならない。
- 2、名簿管理者は、その取り扱う名簿記載情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の名簿記載情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第5条(名簿記載情報の外部提供の禁止)

名簿管理者は、次に掲げる場合を除くほかは、名簿記載情報を第三者に提供してはならない。

- 1、法令に基づく場合。
- 2、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

第6条(個人情報の利用)

個人情報を利用するために、個人情報の開示を求めるものは、湖風会に対し湖風会の名簿管理規定に則った手続きを行い取得することとする。

第7条(本人による開示請求)

- 1、会員は、名簿管理者に対し、自らの名簿記載情報の開示を求めることができる。
- 2、前項の請求があったときは、名簿管理者は、請求者に対し、遅滞無く、当該会員の名簿記載情報を開示しなければならない。

第8条(訂正等)

名簿管理者は、会員から、当該会員の名簿記載情報の内容が事実でないという理由によって、名簿記載情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき名簿記載情報の内容の訂正、追加又は削除を行なわなければならない。

附則

- 1、本規則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。